

●香川県告示第199号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

三菱マテリアル株式会社 執行役社長 小野 直樹

(2) 事業場の所在地及び名称

香川郡直島町4049番地1

三菱マテリアル株式会社 直島製錬所

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	非鉄金属製造業の用に供する還元槽	
能	力	18m <sup>3</sup>	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着工後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	0	0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	400	500
	浮遊物質濃度 (mg/L)	250	500
	窒素含有量 (mg/L)	1未満	2
	りん含有量 (mg/L)	0.1未満	0.2
	銅含有量 (mg/L)	6	13
	鉛及びその化合物 (mg/L)	1未満	2
	亜鉛含有量 (mg/L)	1未満	2
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	1未満	2
	ひ素及びその化合物 (mg/L)	600	1,300
セレン及びその化合物 (mg/L)	20	150	
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	7	15	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	東 排 水 口
-----	---------

排水水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度		5.6~8.6
化学的酸素要求量 (mg/L)		2	10
浮遊物質 (mg/L)		22.995	30
銅含有量 (mg/L)		0.03	1.0
亜鉛含有量 (mg/L)		0.3	2.0
溶解性鉄含有量 (mg/L)		0.05	10
窒素含有量 (mg/L)		10	20
りん含有量 (mg/L)		1	5
カドミウム及びその化合物 (mg/L)		0.001	0.03
シアン化合物 (mg/L)		0.5	1.0
鉛及びその化合物 (mg/L)		0.04	0.1
ひ素及びその化合物 (mg/L)		0.04	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)		0.00005	0.001
セレン及びその化合物 (mg/L)		0.05	0.1
ほう素及びその化合物 (mg/L)		5	230
ふっ素及びその化合物 (mg/L)		2.9996	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)		7.999	20
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		0.01	10
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)		345,390	373,290

排水水の汚染状態	区分	通常	最大
	水素イオン濃度		5.6~8.6
化学的酸素要求量 (mg/L)		2	10
浮遊物質 (mg/L)		22.421	30
銅含有量 (mg/L)		0.32	1.0
亜鉛含有量 (mg/L)		1.3	2.0
溶解性鉄含有量 (mg/L)		0.05	10
窒素含有量 (mg/L)		10	20
りん含有量 (mg/L)		1	5

カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.001	0.03
シアン化合物 (mg/L)	0.5	1.0
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.04	0.1
ひ素及びその化合物 (mg/L)	0.04	0.1
水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物 (mg/L)	0.00005	0.001
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.05	0.1
ほう素及びその化合物 (mg/L)	5	230
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	2	15
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	5	20
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	92,098	107,058

他に排水口が1箇所（休止中）ある。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和4年7月9日から同月29日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
直島町環境水道課